

事務連絡  
平成 28 年 5 月 27 日

熊本県医療主管課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医 事 課  
歯 科 保 健 課  
看 護 課

平成 28 年熊本地震の発生に伴う医療関係職種の養成所・養成施設の  
運営等に係る取扱いについて

平成 28 年熊本地震の発生により、医療関係職種の養成所・養成施設に在学中の学生の修学に不利益が生じることがないように、各養成所・養成施設の運営の具体的な取扱いについて下記のとおりとして差し支えないこととしましたので、内容について御了知の上、管内の各養成所・養成施設に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であること申し添えます。

記

1. 養成所・養成施設の運営に係る取扱い

(1) 教育体制について

被災した地域の養成所・養成施設にあつては、地震の影響により、教員の不足や施設・設備の破損等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。

こうした養成所・養成施設においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・

兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。

## (2) 実習施設について

地震の影響により実習施設の変更が必要となることが想定される。

実習施設の変更を検討した結果、実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、突発的な地震を受けた対応であることにかんがみ、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。

なお、実習施設の変更を検討したにもかかわらず、なお実習施設の確保が困難である場合には、実習に係る時間の一部について、実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。

## 2. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の医療関係職種に係る養成所・養成施設の運営に適用すること。

- ・ 保健師
- ・ 助産師
- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 歯科技工士
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師